

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和2年4月27日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第6号

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月21日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第16号

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平茂19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) (略)</u>	(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平茂19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u>

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

参 照

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

本市が行う後期高齢者医療の事務を定めた規定に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加する。（第2条関係）

3 施行期日

令和2年5月1日